

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現行
<p>Ⅱ 系統金融機関監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－２ 財務の健全性等</p> <p>Ⅱ－２－５ 市場リスク</p> <p>Ⅱ－２－５－２ 主な着眼点</p> <p>Ⅱ－２－５－２－３ マーケット・リスク規制の適用対象取引に関する<u>内部管理等【共通】</u>【新規制導入先（令和５年金融庁・農林水産省告示第１号により自己資本比率を算出する農中又は令和６年金融庁・農林水産省告示第１号により自己資本比率を算出する組合をいう。以下同じ。）に限る。なお、新規制導入先以外は、なお従前の例による。】</p> <p>マーケット・リスク規制の適用対象取引は<u>農中法自己資本比率告示又は農協法自己資本比率告示</u>に定めるところにより農中又は組合がその保有する商品をトレーディング勘定へ分類した商品がその主たる内容となる。当該トレーディング勘定へ分類した商品に含まれる取引は、<u>農中又は組合</u>が金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で行う取引等をいい、そのような特性を前提として、マーケット・リスク規制が適用される。よって、マーケット・</p>	<p>Ⅱ 系統金融機関監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－２ 財務の健全性等</p> <p>Ⅱ－２－５ 市場リスク</p> <p>Ⅱ－２－５－２ 主な着眼点</p> <p>Ⅱ－２－５－２－３ マーケット・リスク規制の適用対象取引に関する<u>内部管理等【農中】</u>【新規制導入先（令和５年金融庁・農林水産省告示第１号により自己資本比率を算出する農中をいう。以下同じ。）に限る。なお、新規制導入先以外は、なお従前の例による。】</p> <p>マーケット・リスク規制の適用対象取引は<u>農中法自己資本比率告示</u>に定めるところにより農中がその保有する商品をトレーディング勘定へ分類した商品がその主たる内容となる。当該トレーディング勘定へ分類した商品に含まれる取引は、<u>農中</u>が金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で行う取引等をいい、そのような特性を前提として、マーケット・リスク規制が適用される。よって、マーケット・リスク規制の適用対象取引を明確化し、不適当な</p>

改正案	現行
<p>リスク規制の適用対象取引を明確化し、不適当な取引（注）を排除するとともに、適用対象取引が適切に管理される必要がある。こうした観点から、以下の点について確認するものとする。</p> <p>（以下略）</p>	<p>取引（注）を排除するとともに、適用対象取引が適切に管理される必要がある。こうした観点から、以下の点について確認するものとする。</p> <p>（以下略）</p>
<p>Ⅲ 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点</p>	<p>Ⅲ 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点</p>
<p>Ⅲ－４ 農協法及び農中法等に係る事務処理</p>	<p>Ⅲ－４ 農協法及び農中法等に係る事務処理</p>
<p>Ⅲ－４－６ 自己資本の適切性・十分性</p>	<p>Ⅲ－４－６ 自己資本の適切性・十分性</p>
<p>Ⅲ－４－６－１ 主な着眼点</p>	<p>Ⅲ－４－６－１ 主な着眼点</p>
<p>Ⅲ－４－６－１－２ 自己資本の充実度の評価【共通】</p>	<p>Ⅲ－４－６－１－２ 自己資本の充実度の評価【共通】</p>
<p>（１）～（４） （略）</p> <p>（５）農中は、バーゼル合意を踏まえて、農中法自己資本比率告示に定める水準以上の資本保全バッファ、カウンター・シクリカル・バッファに係る普通出資等 Tier1 資本を、自己資本として追加的に保有することが求められる。また、農中法自己資本比率告示に定められた G-SIBs 又は農中法自己資本比率告示に定められた D-SIBs については、G-SIBs バッファ又は D-SIBs バッファとして、農中法自己資本比率告示に定める水準以上の普通出資等 Tier 1 資本を自己資本として追加的に保有することが求められる。</p>	<p>（１）～（４） （略）</p> <p>（５）農中は、バーゼル合意を踏まえて、農中法自己資本比率告示に定める水準以上の資本保全バッファ、カウンター・シクリカル・バッファに係る普通出資等 Tier1 資本を、自己資本として追加的に保有することが求められる。また、農中法自己資本比率告示に定められた G-SIBs 又は農中法自己資本比率告示に定められた D-SIBs については、G-SIBs バッファ又は D-SIBs バッファとして、農中法自己資本比率告示に定める水準以上の普通出資等 Tier 1 資本を自己資本として追加的に保有することが求められる。</p>

改正案	現行
<p>資本保全バッファとは、金融及び経済のストレス期において損失の吸収に使用できる資本のバッファをいう。</p> <p>カウンター・シクリカル・バッファとは、金融市場における信用の供与が過剰な場合に、将来の景気の変動によって生じるおそれのある損失に対するバッファであり、各国又は各地域の金融当局が定める比率に当該国又は地域に係る信用リスク・アセットの額（ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関向けエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額並びに CVA リスク相当額を除く。以下この（５）において同じ。）の合計額とデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額（ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーに係るデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額を除き、簡易的方式採用金庫にあっては、農中法自己資本比率告示第 270 条第 1 項各号に掲げるリスク・カテゴリーに対するマーケット・リスク相当額のうち個別リスクの額に係るもの。以下この（５）において同じ。）の合計額を 8 パーセントで除して得た額とを合算した額のうち本邦に係るものを当該額で除して得た割合を乗じ、国又は地域に応じて得られた値を合計して算出する。農中法自己資本比率告示第 2 条の 2 第 4 項第 1 号における金融庁長官が別に指定した比率（以下「カウンター・シクリカル・バッファ比率」という。）については、金融庁が適切と認める指標（例えば、総与信・GDP 比率、金融機関の貸出態度 DI など）等を参考にしつつ、日本銀行との協議を踏まえ、総合判断を行い、カウンター・シクリカル・</p>	<p>資本保全バッファとは、金融及び経済のストレス期において損失の吸収に使用できる資本のバッファをいう。</p> <p>カウンター・シクリカル・バッファとは、金融市場における信用の供与が過剰な場合に、将来の景気の変動によって生じるおそれのある損失に対するバッファであり、各国又は各地域の金融当局が定める比率に当該国又は地域に係る信用リスク・アセットの額（ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関向けエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額を除く。以下この（５）において同じ。）の合計額を保有する信用リスク・アセットの額の合計額で除して得た割合を乗じ、国又は地域に応じて得られた値を合計して算出する。農中法自己資本比率告示第 2 条の 2 第 4 項第 1 号における金融庁長官が別に指定した比率（以下「カウンター・シクリカル・バッファ比率」という。）については、金融庁が適切と認める指標（例えば、総与信・GDP 比率、金融機関の貸出態度 DI など）等を参考にしつつ、日本銀行との協議を踏まえ、総合判断を行い、カウンター・シクリカル・バッファ比率を決定する。カウンター・シクリカル・バッファ比率の引上げを行う場合、当該比率を公にした日から 1 年以内にその適用を開始する。カウンター・シクリカル・バッファ比率の引下げを行う場合には、当該比率を公にした日からその適用を開始する。</p> <p>【新規制導入先に限る。なお、新規制導入先以外は、なお従前の例による。】</p>

改正案	現行
<p>バッファー比率を決定する。カウンター・シクリカル・バッファー比率の引上げを行う場合、当該比率を公にした日から1年以内にその適用を開始する。カウンター・シクリカル・バッファー比率の引下げを行う場合には、当該比率を公にした日からその適用を開始する。【新規制導入先に限る。なお、新規制導入先以外は、なお従前の例による。】</p> <p>G-SIBs バッファー、D-SIBs バッファーとは、それぞれ、農中を含む銀行等の国際的な金融システムにおける重要性、我が国の金融システムにおける重要性に鑑み、破綻の可能性を低減させる目的で損失の吸収のため資本を増強させるものであり、これらのバッファー水準は、システム上の重要性を勘案した上で農中が選定された場合には、農中法自己資本比率告示に定める。</p> <p>(6) (略)</p> <p>Ⅲ-4-7 自己資本比率及びレバレッジ比率の正確性</p> <p>Ⅲ-4-7-2 留意事項【共通】</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) リスクアセットの計算方法</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ マーケット・リスク相当額算出時における外国為替リスクの算出対象ポジションについて、当面、次の取扱いとするが、これに対応しているか。</p>	<p>G-SIBs バッファー、D-SIBs バッファーとは、それぞれ、農中を含む銀行等の国際的な金融システムにおける重要性、我が国の金融システムにおける重要性に鑑み、破綻の可能性を低減させる目的で損失の吸収のため資本を増強させるものであり、これらのバッファー水準は、システム上の重要性を勘案した上で農中が選定された場合には、農中法自己資本比率告示に定める。</p> <p>(6) (略)</p> <p>Ⅲ-4-7 自己資本比率及びレバレッジ比率の正確性</p> <p>Ⅲ-4-7-2 留意事項【共通】</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) リスクアセットの計算方法</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ マーケット・リスク相当額算出時における外国為替リスクの算出対象ポジションについて、当面、次の取扱いとするが、これに対応しているか。</p>

改正案	現行
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 別表第3、Ⅱ-2-(3)中、金及び外国為替のポジションのうち、外国為替リスクの対象から除くことができるとされていた円投別枠ポジション等については、今後も除いてよい。【新規制導入先は除く。なお、新規制導入先は改正後の告示（令和5年金融庁・農林水産省告示第1号又は令和6年金融庁・農林水産省告示第1号をいう。）を参照すること。】</li> </ul> <p>(4)・(5) (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 別表第3、Ⅱ-2-(3)中、金及び外国為替のポジションのうち、外国為替リスクの対象から除くことができるとされていた円投別枠ポジション等については、今後も除いてよい。【新規制導入先は除く。なお、新規制導入先は改正後の告示（令和5年金融庁・農林水産省告示第1号をいう。）を参照すること。】</li> </ul> <p>(4)・(5) (略)</p>
Ⅲ-4-10 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性	Ⅲ-4-10 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性
Ⅲ-4-10-4 開示に当たっての留意事項	Ⅲ-4-10-4 開示に当たっての留意事項
Ⅲ-4-10-4-4 自己資本の充実の状況等の開示	Ⅲ-4-10-4-4 自己資本の充実の状況等の開示
Ⅲ-4-10-4-4-1 組合（農協法施行規則第204条第1項第1号ホ(4)、第205条第1号ハ(3)及び第207条関係）【組合】 (1) 定性的な開示事項 ①・② (略) ③ 「信用リスクに関する次に掲げる事項」について ア (略) イ 「エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称」について、すべての法人等向けエクスポージャー（中小企業等向けエクスポージャー	Ⅲ-4-10-4-4-1 組合（農協法施行規則第204条第1項第1号ホ(4)、第205条第1号ハ(3)及び第207条関係）【組合】 (1) 定性的な開示事項 ①・② (略) ③ 「信用リスクに関する次に掲げる事項」について ア (略) イ 「エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称」について、すべての法人等向けエクスポージャー（中小企業等向けエクスポージャー

改正案	現行
<p>を除く。)に100%のリスク・ウェイトを適用している場合には、それを開示しているか。【<u>新規制導入先は除く</u>】</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>④ 「信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要」には、以下の内容が記載されているか。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>派生商品取引並びにレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引について法的に有効な相対ネットティング契約を用いるに当たっての方針及び手続の概要並びにこれを用いている取引の種類、範囲等【新規制導入先に限る。なお、新規制導入先以外は、なお従前の例による。】</u></p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>⑤・⑥ (略)</p> <p>⑦ 「<u>マーケット・リスクに関する事項</u>」【<u>新規制導入先に限る。なお、新規制導入先は改正後の告示を参照すること。</u>】</p> <p>⑧ 「オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項」について、「リスク管理の方針及び手続の概要」には、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための<u>体制が記載されているか。【新規制導入先は除く。なお、新規制導入先は改正後の告示を参照すること。】</u></p> <p>⑨ 「<u>株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要</u>」には、以下の内容が記</p>	<p>を除く。)に100%のリスク・ウェイトを適用している場合には、それを開示しているか。</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>④ 「信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要」には、以下の内容が記載されているか。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>派生商品取引及びレポ形式の取引について法的に有効な相対ネットティング契約を用いるに当たっての方針及び手続の概要並びにこれを用いている取引の種類、範囲等</u></p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>⑤・⑥ (略) (新設)</p> <p>⑦ 「オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項」について、「リスク管理の方針及び手続の概要」には、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための<u>態勢が記載されているか。</u></p> <p>⑧ 「<u>出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要</u>」には、以下の内容が記載されているか。</p>

改正案	現行
<p><u>載されているか。【新規制導入先に限る。なお、新規制導入先以外は、なお従前の例による。】</u></p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>⑩ 「金利リスクに関する次に掲げる事項」</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 「金利リスクの算定手法の概要」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる<math>\Delta E V E</math>及び<math>\Delta N I I</math> (<u>金利リスク(マーケット・リスク相当額の算出対象となっているものを除く。)</u>のうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、農協法自己資本開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいう。以下この⑩において同じ。)並びに組合がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項【新規制導入先に限る。なお、新規制導入先以外は、なお従前の例による。】</li> </ul> <p>(以下略)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(2) 定量的な開示事項</p> <p>① 「自己資本の充実度に関する次に掲げる事項」について</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 「内部格付手法が適用されるポートフォリオにおける株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額」には、所要自</p>	<p>ア～ウ (略)</p> <p>⑨ 「金利リスクに関する次に掲げる事項」</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 「金利リスクの算定手法の概要」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる<math>\Delta E V E</math>及び<math>\Delta N I I</math> (<u>金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、農協法自己資本開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいう。以下この⑨において同じ。)</u>並びに組合がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項</li> </ul> <p>(以下略)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(2) 定量的な開示事項</p> <p>① 「自己資本の充実度に関する次に掲げる事項」について</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 「内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額」には、所要自己資本の算出における区</p>

改正案	現行
<p>己資本の算出における区分に沿った形での株式のポートフォリオ別の所要自己資本の額を記載しているか。【新規制導入先に限る。なお、新規制導入先以外は、なお従前の例による。】</p> <p>② 「信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項」について ア～エ （略） オ 「標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高」について、リスク・ウェイトの区分ごとの保有残高は格付の有無についても<u>区分しているか。【新規制導入先は除く。】</u></p> <p>カ～ク （略） ③～⑤ （略）</p>	<p>分に沿った形での株式のポートフォリオ別の所要自己資本の額を記載しているか。</p> <p>② 「信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項」について ア～エ （略） オ 「標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高」について、リスク・ウェイトの区分ごとの保有残高は格付の有無についても<u>区分しているか。</u></p> <p>カ～ク （略） ③～⑤ （略）</p>

附 則

この通知の改正は、令和6年3月31日から適用する。